

北高の生活

【1】北高生の生活

人間は本来自由であるが、社会組織の中で生活するには、自己の自由と共に他人の自由を尊重し調和ある社会生活を営まねばなりません。このような調和ある人間らしい社会生活には自ら決まり(ルール)が必要となります。

学校という社会も決して例外ではありません。自由でよりよい学校生活を維持、発展させるために校則が存在します。従って校則を通じ、社会的個人として必要な規律を体得すると共に、自由闊達さを失わず、個性と自主・自律の精神を伸張し、全人的な成長と成熟を図ることを目的としなければなりません。

次に掲げることは、本校生徒として実践すべき事項です。

1. 佐賀北高生としての誇りを絶えず持ち、勉学に励み、礼儀を重んじ、品性の向上を心がけ、愛校心の高揚に努めること。
2. 自主性・自律性に富み、個人として人間性の伸張を図る。
3. 校内生活について
 - (1) 学習は常に真剣で、積極的、自発的な取り組みを心がける。
 - (2) 礼儀正しい言動を心がけること。
 - (3) 身だしなみは、清潔さを保ち北高生らしい頭髪、服装を心がけること。
 - (4) 始業より放課後までの間は校外に出ないこと。やむを得ないときは必ず許可を得ること。
4. 通学・交通について
 - (1) 交通法規を遵守し、危険な行為や他人の迷惑になる行為は慎むこと。
 - (2) 違反・事故等が発生した場合は、必ず学校へ連絡すること。
5. 佐賀北高生としてはもちろんのこと、社会の一員として、法及び倫理・道徳に反することは、一切してはならない。
6. 学校の生活を楽しく豊かにし、各自の適性や技能を伸ばすため、部活動の一員として存分に活動する、個人の要求を充分満たすよう心がける。
7. 多くの学友と親しく交わり、友情を温め、互いに助け合って、共に伸びるよう、思うところを心おきなく語り合って、青少年としての生活の向上を図るよう心がける。
8. さまざまなスポーツを楽しみ、チームのために貢献し、公正・勇気・遵法・協力・責任などの徳を養うとともに、全力を尽くして自分の力を試し、青少年としての意気と力の高揚につとめる。
9. 学校行事、例えば文化祭・体育祭・展示会・音楽会・修学旅行などで、日頃練習し研究したものを人々の前で発表し、自己の能力や適性を深く考える機会とし、その成果の反省によって人間形成への体験を得るよう心がける。

2. 通学

- (1) 交通法規を遵守し、危険な行為や他人の迷惑になる行為は厳に慎むこと。
- (2) 通学バイクの使用は原則として認めない。
- (3) 通学自転車には本校指定のステッカーを貼付すること。
- (4) 通学用の自転車として、特殊な形態のものは禁止する。
- (5) 自転車の二人乗り、並進、無灯火、傘さし運転、スマホを操作しながらの運転は絶対に避け、自転車の施錠を励行すること。オートライト装着を原則義務化とする。
- (6) 自転車運転中のヘルメット着用を推進しています。

3. 原付自転車・自動車

- (1) 原付自転車(50 cc)運転免許取得は原則として禁止する。無断免許取得は特別指導措置の対象となる。
- (2) 自動車学校入校許可について
 - ① 就職内定者…2学期後期試験終了後
 - ② 進学内定者(共通テストを受験しない者)…冬休み以降
 - ③ 進学内定者(共通テストを受験する者)…共通テスト以降

4. 集会・掲示

- (1) 生徒集会を計画するときは、必ず学校の許可を受けること。
- (2) ポスター等を校内外に掲示する場合には、許可を受け、所定の場所に掲示すること。

5. 次の事項は絶対にしないこと。

- (1) 暴力行為及び危険物の所持。
- (2) 未成年者禁止場所(パチンコ、酒場等)その他学校が禁止した場所への出入り。
- (3) 無断外泊。
- (4) その他、本校生徒にふさわしくない行為。

【3】アルバイトについて

アルバイトは原則として認めない。もし家庭の都合によりアルバイトを行う必要が生じた場合は、担任、学年、生徒指導で協議の上許可する場合がある。

【4】携帯電話について

校内での所持については認めているが、同窓会館を含む敷地内での使用については原則禁止しています。緊急に使用する必要がある場合には担任に申し出をすること。

【5】諸届について

1. 届けは別に指示がない限り、担任を通じて学校長宛とする。

※生徒手帳の諸届欄に保護者や担任の記入捺印が必要なもの

欠席 忌引 遅刻 早退 外出 異装

※学校所定書式の用紙が必要なもの

派遣 転籍 転学 退学 休学 休学取消 復学 アルバイト 諸証明書 学割(JR)

日本スポーツ振興センター

※ホームルーム担任(または係)の指示が必要なもの

生徒集会 掲示 校外諸活動

2. 氏名・住所等の変更

保護者、保証人、本人の氏名、住所等に変更があった場合はすぐに担任に届けること。

【6】服装について

服装はその人の品性を表すものである。常に清潔で、華美に流れず端正でなければならない。みだりに流行を追って、制服その他を改造、変形してはならない。

1. 制服 本校指定の制服を着用すること。

(1) 学校指定Ⅰ型

型式…学生服・詰襟(カラーの着用)、ズボンはダブルでもシングルでもよい。

- ①上着襟(左)に打ち込み式の校章バッジを固定する。
- ②上下とも個人ネームを刺繍で入れる。
- ③ズボン左前側に紺色の校章マークを刺繍で入れる。
- ④上下とも裾裏側に販売店マーク、または校章マークを接着する。
- ⑤合服として長袖シャツを使用する場合は、指定されたもの(マーク入り)を使用する。夏季の上着は学校指定開襟シャツまたは学校指定ポロシャツとする。

(2) 学校指定Ⅱ型

型式…合服 ベスト・白ブラウス(前立付シャツカラーブラウス)

夏服 オーバーブラウスまたは学校指定ポロシャツ

冬服 白ブラウス(前立付シャツカラーブラウス)、テラーカラージャケット

- ①冬服上着、ベスト、夏冬スカート、スラックスとも個人ネームを刺繍で入れる。
- ②冬服上着、ベスト、夏冬スカート、スラックスについては裾裏側に販売店名を接着する。
- ③夏ブラウス、右脇裾に K の刺繍を入れる。
- ④スカートの長さは膝が隠れる程度とする。
- ⑤上着着用の場合は左襟に校章をつける。
- ⑥冬服の下は V ネックのセーターのみとし、袖・裾ははみ出さない。また、色は紺・黒のみとする。

(3) その他

- ①靴下は男女とも白、黒、紺、グレーを基調とした靴下を使用する。
- ②校舎内では指定の上履きを使用する。
- ③防寒着は黒、紺、灰色、茶色などの華美でなく、学校という場所にふさわしいものを着用する。

2. 頭髪

- ①染色・脱色などの加工をしない。
- ②まゆの細ぞりやまつげの加工をしない。
- ③前髪はまゆにかからない。
- ④特異な髪型をしない。

3. 靴

学校という場所にふさわしいものを使用する。

4. バッグ(鞆)

学校という場所にふさわしいものを使用する。

制服指定店

●コドモヤ(中の小路)

電話(23)－2304

●大間制服(柳町)

電話(23)－3877

●玉屋(中の小路)

電話(24)－1151

※大間制服では学校指定Ⅱ型の制服の取り扱いがありません。